

令和7年6月10日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

令和6年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と
協力医療機関との連携促進に係る対応について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、令和6年度介護報酬改定で、高齢者施設等と協力医療機関との連携強化について見直しが行われ、入所者の病状が急変した場合等に対応するため、同施設等が協力医療機関を定めることが、「経過措置3年として義務」、「努力義務」とされた（※）ところですが、厚生労働省の調査結果に基づき、連携状況等の把握や周知、支援について協力をお願いする旨の事務連絡が各都道府県、市区町村宛てに出されたことをお知らせするものです。

具体的には、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）にて高齢者施設等と医療機関の連携体制に関する調査を行ったところ、協力医療機関を定めていない施設について、「まだ検討を行っていない」、「本件の認知状況が不十分」、協力医療機関を定めるにあたっての課題として、「どこに相談したらよいか分からない」等の回答があったことを踏まえ、協力医療機関との連携は、入所者等への適切な対応に直結するため、経過措置期間に関わらず、可及的速やかに全ての高齢者施設等において連携が図られるよう十分な働きかけを行う必要があるとされたものです。

通知では、次の点について都道府県や市区町村に協力依頼がなされております。

- (1) 高齢者施設等と協力医療機関との連携状況等の把握について
- (2) 協力医療機関との連携に係る取組が行われていない高齢者施設等への周知等について
- (3) 協力医療機関との連携に支障を来している高齢者施設等への支援について

国通知の詳細につきましては、下記厚生労働省 URL をご参照ください。

医療と介護の連携の推進は重要な観点と考えられます。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、自治体や高齢者施設からの相談がありました場合には、ご対応等をご検討くださいますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(※)

- 「義務化（経過措置3年）」の高齢者施設 下記①～③を満たす協力医療機関
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院及び養護老人ホーム
 - 「努力義務」の高齢者施設 下記①および②を満たす協力医療機関
軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護
- ①医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
 - ②診療を行う体制を常時確保していること
 - ③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

(添付資料)

○令和6年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応について(令7.5.28 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、医政局地域医療計画課)

(参照 URL) 介護保険最新情報 Vol. 1386 令和7年5月28日

<https://www.mhlw.go.jp/content/001495774.pdf>

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737